

令和2年4月30日

対象生徒 保護者 様

兵庫県立夢野台高等学校事務室

高等学校等就学支援金（授業料相当）にかかる提出書類の確認について

このたび、授業料に関係する令和2年4月申請の書類として「高等学校等就学支援金受給に係る意向確認書（様式1の2）」を提出いただき、受領いたしました。

ご提出いただいた書類は、認定を受けた場合に授業料負担が無償となる「高等学校等就学支援金」の申請書（様式第1号）ではないため、申請書の提出があった場合に行われる申請内容の審査は行われず、授業料をご負担いただくこととなります。

また、この制度は、日付を遡って手続きを行うことができませんので、次の点について、今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

○ 保護者等の平成31年度道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額は50万7千円未満ではありませんか。

（どの書類で確認すればよいかわからない場合や、次の①に該当する場合は、至急事務室までご連絡ください。TEL 078-691-1546）

① 上記合計額が50万7千円未満であり、就学支援金を受給する意思がある場合は「高等学校等就学支援金」の申請書（様式1号）及び添付書類をご提出ください。（提出時期が5月以降になった場合は、4月分の就学支援金の認定を受けることはできず、4月分授業料の負担が生じます。）

② 上記合計額が50万7千円以上であった場合や、50万7千円未満であるが就学支援金を受給しない意向である場合は、今回の手続きは終了です。

※ この文書は、制度の誤認により、誤って意向確認書を提出されている方の申請手続きもれを防ぐため、確認として送付しているものです。